

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価実施要領 細目

(令和4年改定)

平成15年12月5日 国営計第140号
最終改定 令和4年3月30日 国営施第13号

この細目は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が、官庁施設の事業評価を実施するための要領として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、官庁営繕事業の完了後の事後評価（以下「事後評価」という。）を実施するための運用を定め、もって官庁営繕事業における事後評価の適正な実施に資することを目的とする。

第2 事後評価の対象とする事業の範囲

国土交通省所管予算（官庁営繕費）に係る官庁営繕事業のうち、新営事業を対象とする。ただし、原則として、国土交通省所管予算（官庁営繕費）以外の予算と合わせて実施する新営事業は対象外とする（合同庁舎整備事業を除く）。

第3 事後評価を実施する事業

1. 事後評価を実施する事業は、次のいずれかに該当する事業とする。
 - (1) 事業完了（当該事業に係る施設を管理官署に引き渡した時点をいう。以下同じ。）後、原則として2年間が経過した事業。
 - (2) 事業評価監視委員会の審議結果（実施要領第6の4に定める審議結果をいう。以下同じ。）を踏まえ、事後評価の実施主体の長が必要と判断した事業。
2. 原則として事業採択された際の建物（建物群として事業採択された場合はその建物群）を1つの事業単位とする。ただし、事後評価の実施主体が、複数の事業採択の単位を一体として評価すべきと判断した場合は、これを事後評価の1つの事業単位とすることができるものとする。

第4 事後評価の実施及び対応方針等の公表及び関係資料の保存

1. 事後評価の実施手続は、次のとおりとする。
 - (1) 事後評価の実施主体は、国土交通省官庁営繕部（以下「本省」という。）が行う事業にあつては本省とし、地方支分部局等が行う事業にあつては地方支分部局等とする。
 - (2) 事後評価に係る担当部署は、本省にあつては整備課、地方整備局にあつては営繕部技術・評価課、北海道開発局にあつては営繕部営繕計画課及び沖縄総合事務局に

あつては開発建設部営繕課とする。

(3) 事後評価に係る担当部署は、事業完了後、適宜施設状況に関する調査、当該事業に係る施設の管理官署からの聞取り等による観測を行い、評価等に活用するものとする。

(4) 事後評価の実施時期は、次のとおりとする。

①第3の1(1)に該当する事業は、原則として事業完了後2年間が経過した時点の年度の次年度に事後評価を実施する。

②第3の1(2)に該当する事業は、事後評価の実施主体の長が決めた時期に事後評価を実施する。

(5) 本省が行う事業の事後評価にあつては、本省は事後評価の実施に必要なデータの収集、整理等を行い、事後評価を行うために必要な資料を作成し、当該事業の改善措置を実施するかどうか、又は今後の事後評価を実施するかどうかの対応方針(以下「対応方針」という。)(案)を作成し、審議結果を踏まえ、必要に応じて当該事業に係る施設の管理官署と調整して対応方針を決定する。

(6) 地方支分部局等が行う事業の事後評価にあつては、地方支分部局等は事後評価の実施に必要なデータの収集、整理等を行い、事後評価を行うために必要な資料を作成し、必要に応じて本省と協議を行って対応方針(案)を作成し、審議結果を踏まえ、必要に応じて当該事業に係る施設の管理官署と調整して対応方針を決定する。

2. 事後評価の実施主体は、当該事業の審議結果及び対応方針を本省に報告し、これらを公表するものとする。

また、当該事業に改善措置が講じられた場合、すみやかにその内容について公表するものとする。

3. 関係資料の保存は次のとおりとする。

評価に係る担当部署は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。

第5 改善措置の実施主体

改善措置の実施主体は、本省との協議により決定する。

第6 事後評価の手法

1. 事後評価の手法は、別に定める。
2. 事後評価の手法は、本省において公表する。

第7 事後評価の視点

実施要領第5の3に定めた視点に関する事後評価の項目及び内容として、①から④の項目については、別に定める評価手法により実績の確認等を行う。⑤から⑦の項目については、①から④による評価結果を踏まえ、必要性を検討する。

- ①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ②事業の効果の発現状況
- ③事業実施による環境の変化
- ④社会経済情勢の変化
- ⑤今後の事後評価の必要性
- ⑥改善措置の必要性
- ⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

第8 その他

1. 特定国有財産整備計画に基づく新営事業のうち合同庁舎整備事業については、本細目に準じた評価を行う。
2. 本細目は、令和4年4月1日から施行する。